別表第一第三項第二十八号の項の次に次のように加える。

二十八の二　第七条第二項第二十号の二の圧縮水素スタンドの設備との間の距離	二十八の二　圧縮天然ガススタンドの処理設備及び貯蔵設備までの距離外面から圧縮水素スタンドの処理設備及び貯蔵設備までの距離を巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査を行う。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが目視により容易に判定できる場合に限り、目視による検査に代えることができる。なお、規定の距離を確保することができない場合であつて、距離の確保と同等以上の措置を講じているものについては、当該措置の状況を目視又は図面により検査する。

別表第一第五項第十三号の項の次に次のように加える。

十三の二　第七条の三第一項第十二号の二の圧縮天然ガススタンドの設備との間の距離	十三の二　圧縮水素スタンドの処理設備及び貯蔵設備までの外面から圧縮天然ガススタンドの処理設備及び貯蔵設備までの距離を巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査を行う。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが目視により容易に判定できる場合に限り、目視による検査に代えることができる。なお、規定の距離を確保することができない場合であつて、距離の確保と同等以上の措置を講じているものについては、当該措置の状況を目視又は図面により検査する。

別表第一第五項第四十七号の項の次に次のように加える。

四十七の二　第七条の三第二項第二十九号の二の圧縮天然ガススタンドの設備との間の距離	四十七の二　圧縮水素スタンドの処理設備及び貯蔵設備までの外面から圧縮天然ガススタンドの処理設備及び貯蔵設備までの距離を巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査を行う。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが目視により容易に判定できる場合に限り、目視による検査に代えることができる。なお、規定の距離を確保することができない場合であつて、距離の確保と同等以上の措置を講じているものについては、当該措置の状況を目視又は図面により検査する。

別表第二第三項第四十九号の項の次に次のように加える。

四十九の二　第七条の三第一項第十二号の二の圧縮天然ガススタンドの設備との間の差	四十九の二　圧縮水素スタンドの処理設備及び貯蔵設備までの外面から圧縮天然ガススタンドの処理設備及び貯蔵設備までの距離を巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査を行う。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが目視により容易に判定できる場合に限り、目視による検査に代えることができる。なお、規定の距離を確保することができない場合であつて、距離の確保と同等以上の措置を講じているものについては、当該措置の状況を目視又は図面により検査する。

別表第三第三項第八十三号の項の次に次のように加える。

八十三の二　第七条の三第二項第二十九号の二の圧縮天然ガススタンドの設備との間	八十三の二　圧縮水素スタンドの処理設備及び貯蔵設備までの外面から圧縮天然ガススタンドの処理設備及び貯蔵設備までの距離を巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査を行う。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが目視により容易に判定できる場合に限り、目視による検査に代えることができる。なお、規定の距離を確保することができない場合であつて、距離の確保と同等以上の措置を講じているものについては、当該措置の状況を目視又は図面により検査する。

（コンビナート等保安規則の一部改正）

第二条　コンビナート等保安規則（昭和六十一年通商産業省令第八十八号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第七号中「（処理設備及び貯蔵設備を除く。）」及び「、圧縮水素スタンドの処理設備及び貯蔵設備に対し六メートル以上」を削り、同項に次の一号を加える。

八　圧縮天然ガススタンドの処理設備及び貯蔵設備は、その外面から圧縮水素スタンドの処理設備及び貯蔵設備に対し六メートル以上の距離を有し、又はこれと同等以上の措置を講ずること。

第七条第二項第二十号中「（処理設備及び貯蔵設備を除く。）」及び「、圧縮水素スタンドの処理設備及び貯蔵設備に対し六メートル以上」を削り、同号の次に次の一号を加える。

二十の二　圧縮天然ガススタンドの処理設備及び貯蔵設備は、その外面から圧縮水素スタンドの処理設備及び貯蔵設備に対し六メートル以上の距離を有し、又はこれと同等以上の措置を講ずること。

第七条の二第一項第二十号中「以下次条第一項第十二号及び同条第二項第二十九号において同じ。」を削る。

第七条の三第一項第十二号の次に次の一号を加える。

十二の二　圧縮水素スタンドの処理設備及び貯蔵設備は、その外面から圧縮天然ガススタンドの処理設備及び貯蔵設備に対し六メートル以上の距離を有し、又はこれと同等以上の措置を講ずること。

第七条の三第二項第二十九号の次に次の一号を加える。

二十九の二　圧縮水素スタンドの処理設備及び貯蔵設備は、その外面から圧縮天然ガススタンドの処理設備及び貯蔵設備に対し六メートル以上の距離を有し、又はこれと同等以上の措置を講ずること。

別表第三第四項第七号の項の次に次のように加える。

七の二　第七条第一項第八号の圧縮水素スタンドの設備との間の距離	七の二　圧縮天然ガススタンドの処理設備及び貯蔵設備までの外面から圧縮水素スタンドの処理設備及び貯蔵設備までの距離を巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査を行う。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが目視により容易に判定できる場合に限り、目視による検査に代えることができる。なお、規定の距離を確保することができない場合であつて、距離の確保と同等以上の措置を講じているものについては、当該措置の状況を目視又は図面により検査する。

別表第三第四項第二十八号の項の次に次のように加える。

二十八の二　第七条第二項第二十号の二の圧縮水素スタンドの設備との間の距離	二十八の二　圧縮天然ガススタンドの処理設備及び貯蔵設備までの外面から圧縮水素スタンドの処理設備及び貯蔵設備までの距離を巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査を行う。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが目視により容易に判定できる場合に限り、目視による検査に代えることができる。なお、規定の距離を確保することができない場合であつて、距離の確保と同等以上の措置を講じているものについては、当該措置の状況を目視又は図面により検査する。

別表第三第六項第十三号の項の次に次のように加える。

十三の二　第七条の三第一項第十二号の二の圧縮天然ガススタンドの設備との間の距離	十三の二　圧縮水素スタンドの処理設備及び貯蔵設備までの外面から圧縮天然ガススタンドの処理設備及び貯蔵設備までの距離を巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査を行う。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが目視により容易に判定できる場合に限り、目視による検査に代えることができる。なお、規定の距離を確保することができない場合であつて、距離の確保と同等以上の措置を講じているものについては、当該措置の状況を目視又は図面により検査する。